

新型コロナウイルス感染症拡大を受けての

刑事収容施設の被収容者に関する会長声明

新型コロナウイルス感染症は世界各地に広がり、我が国においても感染が拡大している。政府は、本年4月7日、緊急事態宣言を公示し、福岡県を含む7都府県が対象となった。同月16日以降、同宣言の対象は全国に及んでいる。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、集団感染リスクの高い場所として、いわゆる「3つの密」(密閉空間、密集場所、密接場面)が重なった場を挙げている。刑事収容施設は、まさにこの「3つの密」が重なる場所である。既に、渋谷警察署の留置施設において集団感染が発生し、一部の拘置所においても感染例があり、判明していないだけで無症状の感染者が存在する可能性もある。現在の収容状況を前提とする限り、いずれは刑事収容施設内で大規模な集団感染が発生するおそれが高いと言わざるを得ない。既に、中国やアメリカでは刑事収容施設内で大規模な集団感染が発生しており、暴動や脱獄といった事態に至っている例もある。

一方、これまでの我が国の医療体制は、医療関係者の不断の努力によって安心・安全が維持されてきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、医療関係者の努力を凌駕しており、既に医療崩壊の兆しが見受けられる。物的資源の不足や医療関係者の負担は甚だしく、早晩、限界を超えることも想定しておかなければならない。

このような状況のもとで刑事収容施設内の大規模な集団感染が発生したなら、被収容者に適切な医療が施されることは期待できず、場合によっては被収容者が命を落とすことになりかねない。このような危険は、勾留や自由刑の執行について法が想定していない不利益である。それにもかかわらず、なおも平時と同様に勾留や自由刑の執行を継続することは、被収容者を蔑ろにするものであって、到底許されるものではない。勾留や自由刑の執行は、適正な裁判や刑罰権を実現しようとするものではあるが、被収容者の生命や健康なくしてその目的を達することはできない。

のみならず、刑事収容施設内の大規模な集団感染は、逼迫する医療体制に更なる負担をかけることになりかねず、また、職員等を介して施設外の感染リスクをも増大させ、全ての国民が様々な犠牲のもとに取り組んでいる新型コロナウイルス感染症の収束を阻害する要因にもなる。

したがって、刑事収容施設内の大規模な集団感染を防止するための実効的かつ根本的な対策を早急に講じる必要がある。

政府は、4月13日、刑事収容施設を含む矯正施設は「3つの密」が重なる状況が生じやすく、「職員又は被収容者にひとたび感染者が発生すると急速に感染が拡大

する蓋然性が高いことを自覚したうえで、「専門家会議の下に、副大臣主宰の矯正施設感染防止タスクフォースを設置し、専門家会議等の専門的な知見を活用しながら、矯正施設の特性を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドラインの策定等を行うこと」とする方針を定めた（法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針）。

今後、上記タスクフォースでも検討されるであろうが、既に述べた諸問題を考慮するなら、刑事収容施設内の大規模な集団感染を防止する実効的かつ根本的な対策としては、被収容者を一定数釈放してその総数を減じ、「3つの密」の状況が生じないようにするほかにないように思われる。報道によれば、アメリカのカリフォルニア州当局は、暴力犯以外の受刑者約3500人を早期に釈放すると発表しており、他の州や国でも同様の動きが見受けられるところである。我が国の報道をみても、出入国在留管理庁は、退去強制のため収容中の外国人を仮放免する制度を柔軟に活用している様子が見受けられる（なお、福岡拘置所においては、代替措置もなく一般面会を一律禁止する措置を執っているが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律には感染防止を目的とした一般面会の制限は規定されておらず、上記運用は同法に違反している。）。

そこで、当会は、国並びに全ての裁判所及び裁判官に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための緊急かつ特別の措置として、早急に次のことを行うよう求める。

（国に対し）

- 1 被収容者について勾留又は刑の執行を一定期間停止して釈放する法制度を整備すること
- 2 前項の被収容者の基準等を策定すること

（全ての裁判所及び裁判官に対し）

- 1 国による法整備等を待たずに、逮捕・勾留の必要性を平時よりも厳格に判断するなどして、事案によっては、逮捕状の請求及び勾留請求を却下し、勾留を取り消し、勾留の執行を停止し、又は保釈許可の決定をすること
- 2 前項と同様の観点から、勾留に関する準抗告、抗告及び特別抗告を判断すること

2020年（令和2年）4月20日

福岡県弁護士会 会長 多 川 一 成